

生分解性マルチ，多年張被覆資材導入支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 宇都宮市農業技術高度化研究会（以下「研究会」という。）が交付する生分解性マルチ，多年張被覆資材導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）については，宇都宮市農業技術高度化研究会補助金等交付規則（以下「規則」という。）に規定するもののほか，この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 生分解性マルチ，多年張被覆資材の導入に要する経費の一部を補助することにより，作業の省力化による生産性の向上やプラスチック排出抑制による環境負荷の低減を図り，収益性の向上と環境負荷の低減を両立させる本市グリーン農業の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

（1）認定農業者

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者とする。

（2）認定新規就農者

法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者とする。

（3）生分解性マルチ

土壌にすき込むことで，土壌中の微生物の働きにより，水と二酸化炭素に分解されるマルチをいう。

（4）多年張被覆資材

農業用ハウス（販売を目的とした農作物を栽培するために，鋼管等を躯体とし，被覆資材で外壁を被覆した農業用施設）を被覆するための農業用ポリオレフィン系特殊フィルム等をいい，耐用年数3年以上のものとする。

（交付の対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は，次の各号のいずれにも該当し，事業ごとに別表1の補助対象者に該当する者とする。

（1）市内に在住又は事業所が所在していること。

（2）市税を滞納していないこと。

（3）宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条に規定する暴

力団又は暴力団員等でないこと。

（補助金の額等）

第5条 補助事業に係る補助対象経費，期間，補助率及び補助金の額は別表1のとおりとし，会長は，予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし，補助金の額は，補助金の対象となる事業に要した経費に補助率を乗じた額とし，千円未満の端数があるときは，当該端数を切り捨てるものとする。

（交付の申請及び請求）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，会長が定める期日までに補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に別表2に定める関係書類を添えて，会長に提出しなければならない。

2 補助金の請求は，前項の規定による申請（以下「申請」という。）をもって，請求書が提出されたものとする。

（交付の決定）

第7条 会長は，前条の申請があったときは，書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い，補助金の交付を決定し，交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 第6条の補助金交付申請書兼交付請求書の提出がされ，交付決定がなされたときは，規則第12条の規定による実績報告があったものとする。

（補助金の額の確定等）

第9条 補助金の交付決定がなされたときは，規則第13条の規定による補助金額の確定がなされたものとする。この場合において，第7条により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）への確定した補助金の額の通知については，第7条に定める交付決定通知書をもって通知されたものとする。

（請求の取扱い）

第10条 補助金の交付決定がなされた場合は，当該交付決定をした日に第6条第2項の請求がされたものとみなす。

（事業効果の報告）

第11条 補助事業者は，補助事業を実施した効果について，会長が定める期日までに，会長に対し事業効果報告書（様式第3号）により報告を行わなければならない。

（補助金の取消し等）

第12条 会長は，補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は，補助

金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (2) 補助事業を実施しないとき。
 - (3) 期日までに前条の報告を行わないとき。
 - (4) 要綱、法令、要綱に基づく命令に違反したとき。
- 2 会長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を補助金の交付を受けた者に通知するものとする。
 - 3 前項の通知を受けた者は、取消しにより減額された補助金に相当する額を会長に返還しなければならない。
 - 4 前項の規定により返還する額に係る加算金については、規則第18条に定めるところによる。

(財産処分の制限)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄してはならない。

(状況報告及び立入検査)

第14条 会長は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認められるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行の状況に関し、報告を求め、又は当該職員にその事業現場等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

この要綱は、令和8年4月1日一部改正し、同日から適用する。

別表 1（第 4 条，第 5 条関係）

事業内容	1 生分解性マルチ	2 多年張被覆資材
補助対象者	認定農業者 認定新規就農者 農業協同組合（認定農業者，認定新規就農者に限る）	認定新規就農者 農業協同組合（認定新規就農者に限る）
補助対象経費	露地栽培に使用する生分解性マルチの導入に係る経費 ※原則，日本バイオプラスチック協会が運営する生分解性プラ識別表示制度において，安全性・生分解性に係る基準を達成している製品とする。 ※各圃場において，1 作目の作付けに必要となる分量とする。 ※市内圃場において，販売用の農作物に対し，当該年度内に使用する分量とする。	多年張被覆資材の導入に係る経費 ※作業に要する労務費を除く。 ※市内圃場において，販売用の農作物に対し，当該年度内に使用する分量とする。 ※外張資材の天井・サイドに使用する資材とする。 ※張替を対象とし，既存の被覆資材より長期間使用できる被覆資材とする。
対象期間	当該申請年度に収穫する作物に使用するために購入したもので，発注日，請求日，領収日，納品日のいずれかが前年度の 1 月 1 日から当該年度の 1 2 月末日までに該当するもの。	
補助率	事業費の 3 / 1 0 以内 上限 2 0 万円	
その他要件	資材導入前後の作業性，効果等について報告すること。	

別表 2（第 6 条条関係）

提出する 関係書類	・カタログ等の写し（製品名，規格等がわかるもの） ・請求書または領収書の写し ・納品書の写し ・作付面積がわかるものの写し（耕作証明書，青色申告書等） ・農業協同組合や団体等が申請する場合は対象者名簿 ・振込口座の通帳の写し ・その他必要な書類
--------------	--